

原料原産地表示に係わる食品表示基準改正（案）について

生活協同組合連合会コープネット事業連合

食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に関する意見提出

【御意見及びその理由】

頁	条番号	表題	御意見・理由
なし	なし	総論	<p>食品表示にとって重要なことは、消費者が商品を選ぶ時に役立つこと、その前提として、事業者は内容を正しく伝えることであると考えます。このたびの食品表示基準改正(案)は、「すべての加工食品」への原料原産地表示の実行性を重視したあまり、広範囲の例外表示が認められ、本来的な食品表示の機能が果たせなくなってしまうことが危惧されます。</p> <p>つきましては、原料原産地表示について、食品表示が何のためにあるのかという本質的な視点から再考すべきであると考えます。</p>
府令改正案 2-8 頁	基準 第三条 第2項 表1の二 表1の五 表1の一 及び2-5	義務表示の対象 現行制度と新制度の併置について	<p>改正(案)では、「品質の差異」の視点で義務表示対象となっている現行の加工食品の義務表示は残存し、加えて原材料が50%未満の22食品群は新たな制度の対象になります。「原料原産地表示」の中に着眼点異なる表示が混在することになり、制度自体の整合を欠くものであると考えます。また、消費者がその相違を判断して表示を活用できるとは思えません。</p>
府令改正案 3-4 頁	基準 第三条 第二項 表1の二 表1の四 表1の五	新たな表示方法の追加 可能性表示、大括り表示、製造地表示について	<p>可能性表示は、消費者が手にしている商品の表示情報が必ずしも実態とは整合していないことを認める表示であり、消費者が活用できる表示にならないと考えます。また、大括り表示は、原料原産地名の情報を求める消費者の要望には応えていないため、同じく消費者が活用できる表示にならないと考えます。さらに、中間加工原材料の製造地表示は、原料原産地表示とは本質が異なっており、消費者の商品選択に資するとは思えません。</p>
	基準 第三条 第二項	同一商品で様々な表示が認められることについて	<p>このたびの改正(案)に基づいて、仮に「小麦粉」の表示を作成すると、①小麦粉(小麦(アメリカ、国産、その他))、②小麦粉(小麦(アメリカ又は国産又はその他))、③小麦粉(小麦(輸入、国産))、④小麦粉(小麦(輸入又は国産))、⑤小麦粉(国内製造)、のような5種類の表記が考えられます。同一商品で様々な表示がされた場合、消費者にとっては表示による比較が困難になると思われます。</p>
なし	なし	普及・啓発 言葉や表記法の理解について	<p>本制度には「原産地」「原料原産地」「中間加工原材料の製造地」「原産国」という、一般的には「同義」と受け取られる可能性のある言葉が、個別の意味を持って使用されています。また、表記においても「、」と「又は」は区別されています。しかし、消費者が手に取った商品の表示から情報を得ようとする際のルールとしては複雑過ぎると思います。そもそも食品表示を理解するために、説明会を実施しなければならないというのは、消費者の商品選択に資するといえるのか疑問に思います。</p>